



軽自動車税

4月1日から変更
軽減の特例措置も

問合せ 市民税課 Tel(740)1132

原動機付自転車や二輪車、小型特殊自動車などの税額が4月1日(金)から変更となります。なお27年度に新規取得した軽四輪などのうち、環境性能に優れたものについては、その性能に応じて28年度分の軽自動車税の税額を軽減する特例措置が導入されています。詳しくは下表・右表の通りです。

原動機付自転車・小型軽自動車(表1)

種別	旧税率	新税率	
原動機付自転車	50cc以下のもの 90cc以下のもの	1,000円 1,200円	2,000円
小型特殊自動車	125cc以下のもの 三輪以上(ミニカー)	1,600円 2,500円	2,400円 3,700円
二輪の軽自動車(側車付のものを含む)	農耕作業用のもの その他のもの	1,600円 4,700円	2,400円 5,900円
ポータレラー	二輪の小型自動車	4,000円	6,000円
	二輪の軽自動車(側車付のものを含む)	2,400円	3,600円
	ポータレラー	2,400円	3,600円

三輪・四輪の軽自動車

27年3月31日までに登録された車は、表2①の税率のまま変更はなく、27年4月1日以後に新車で新規登録された車は、②の税率に変更されます。

28年4月1日以後の賦課期日現在に、新規登録から13年を超える車は、28年度から③の税率に変更されます。

車種	税率		
	1	2	3(28年度から)
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪の貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
四輪の貨物用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
四輪の乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪の乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円

税の申告は3月15日まで

問合せ 伊丹税務署 Tel(779)6121

「所得税及び復興特別所得税」の確定申告は3月15日(火)までです。土・日曜日を除く午前9時～午後5時に(混雑の状況によっては早めに受け付けを締め切る場合があります)受け付けます。

確定申告の受け付け場所は、伊丹市立産業・情報センターです。

伊丹税務署では、申告書の受理、税金の領収、用紙の交付、納税証明書の発行などを行います。3月15日まで確定申告の相談は行っていないので、ご注意ください。

また、個人事業者の「消費税及び地方消費税」の確定申告と納税は3月31日(木)までです。

三輪・四輪の軽自動車には
グリーン化特例(軽課)が適用されます

税制改正により、三輪と四輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて28年度に限り軽自動車税が軽減されます(税額は表3)。

対象は、27年4月1日～28年3月31日(木)に最初(新車)の新規検査を受けた車両(軽自動車)で下のA～Cいずれかにあてはまるもの。

- A 電気自動車・天然ガス軽自動車
平成21年排出ガス10%低減
- B 乗用
平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用
平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- C 乗用
平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用
平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※B・Cについては、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです。
※各燃費基準は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車	車種区分	税率(年税額)			
		A	B	C	
		三輪	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

原付バイクなどの所有者

問合せ 市民税課 Tel(740)1132

所有者が変更になったり、盗難に遭ったりした単車や軽自動車は、3月31日(木)までに届け出が必要です。届け出がない場合は、4月1日(金)現在の所有者に28年度の軽自動車税が課税されます。

ミニバイクなど125cc以下の二輪車は、ナンバープレート(盗難の場合は不要)と標識交付証明書(登録票)、印鑑を持って、市役所2階の市民税課へ届け出てください。また、125ccを超える二輪車は、兵庫陸運部(神戸市東灘区)Tel050(5540)2066へ、軽自動車は、軽自動車検査協会兵庫事務所(神戸市西区)Tel050(3816)1847へ。3月末は窓口が混雑しますので、早めに届け出てください。

市役所へ郵送の場合、〒666-8501と課・室名で届きます。料金表示のないものは無料。記載がない場合は、市が主体・主催で、受付時間は執務時間中。

記号の意味 注主体・主催 日日時 場ところ 対対象 資資格 講講師 内内容 種種目 費費用 定定員 他その他 申申し込み 郵郵便で 電電話で ファクスで Web webから E-mailで 窓窓口のみ 先先着順 抽抽定員超過の場合は抽選 問問合わせ Tel電話番号 Faxファクス番号 HPホームページ Mail E-mail

監査結果を公表しています

問合せ 監査委員事務局 Tel(740)1252

監査委員が市の財務などの監査を行った結果を公表しています。

公表した文書は市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページにも掲載。27年度は定期監査などの結果と監査結果に対する改善措置状況について公表しています。

現在実施している監査の結果についても随時公表していきます。

公営霊園行きバスの運行時刻

問合せ (一財)市都市整備公社 Tel(740)1219

3月19日(土)～21日(休)に、公営霊園行きのバスを下表の通り運行します。

区間	発車時刻
阪急バス「川西バスターミナル」停留所 → 公営霊園	8:30、10:30、 13:30、15:30
阪急バス「平野バスターミナル」停留所 → 公営霊園	9:30、11:30、 14:20、16:20
公営霊園 → 阪急バス「川西バスターミナル」停留所	10:00、12:00、 14:50、16:50
公営霊園 → 阪急バス「平野バスターミナル」停留所	9:10、11:10、 14:00、16:00

※「萩原台」、「西多田」、「けやき坂1丁目」、「けやき坂4丁目」、「緑台4丁目」の各停留所にも停車します

子どもの人権オンズパーソン

問合せ 子どもの人権オンズパーソン事務局 Tel(740)1235

川西市子どもの人権オンズパーソンが、全国に先駆けて制度運営を開始してから17年が経ちました。

子どもたちを取り巻く状況は依然厳しく、相談内容や背景もますます複雑になっています。

そんな中、今回はオンズパーソンの年次報告に加え、特に「不登校」の子どもたちに焦点を当てた座談会を開催します。

時 3月19日(土)午後1時半～4時半(1時開場)▷ 場 アステホール▷ 内 第1部「2015年次のオンズ活動報告」、第2部「いま、『不登校』から見える子どもたちのSOS—学校・家庭・地域にできること」をテーマとした座談会(コーディネーターは代表オンズパーソンの浜田寿美さん)▷ 定 150人▷ 抽 当日会場へ



「県民緑税」の実施期間を延長 森林の整備や都市の緑化に活用

問合せ 県税務課 Tel078(362)3086

豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むために導入された「県民緑税」。実施期間を、32年度まで5年間延長します。

市・県民税の均等割が課税される人は、800円を県民税とあわせて納めてもらいます。

県民緑税は、森林の整備や都市の緑化に活用されます。

国民健康保険税・後期高齢者保険料 保険税(料)は期限内に納付を

問合せ 保険収納課 Tel(740)1177

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は医療を安心して受けるための大切な財源です。

納期内に納付してください。納期を過ぎると督促状を送付します。また、「納税呼びかけセンター」から電話で納付を案内する場合は、職員が家庭訪問する場合があります。

財産調査などを行い、差し押さえなどの滞納処分を行う場合もあります。

特別な事情がなく滞納が続くと、有効期限が通常より短い短期被保険者証や、医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書が交付される場合があります。納付に困った時は、市役所1階の保険収納課まで相談を。

また、国民健康保険加入時に口座振替だった人が後期高齢者医療保険に変わった場合、振替口座は引き継がれません。新たに口座振替を申し込む必要がありますので、ご注意ください。

納期限は3月31日(木)です

国民健康保険税〈第9期〉
後期高齢者医療保険料〈第9期〉

詳しくは保険収納課Tel(740)1177へ。

3月27日に市税と保険税(料)、
保育料、育成料の
休日納付相談窓口を開きます

3月27日(日)午前9時半から午後4時まで、市役所1階の保険収納課Tel(740)1177と長寿・介護保険課Tel(740)1148、同2階の市税収納課Tel(740)1134、同3階のこども育成課Tel(740)1175と地域こども支援課Tel(740)1215で。